

SBS三愛ロジ関西株式会社 物流業務安全マネジメント 基本方針

【安全確保のための基本方針】

1. 社長は、物流業務における安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全の確保について主導的な役割を果たす。また、全従業員に安全確保が最も重要であるという認識を徹底させる。
2. 安全確保のため、物流業務安全マネジメントを実施し、安全性の向上につとめる。
3. 安全に関する情報は、積極的にこれを公開する。

【安全確保のための施策】

社長は、輸送・保管業務において、安全確保のために次の施策を展開する。

1. 安全確保が最も重要との意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守すること。
2. 安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に講じること。
3. 安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
4. 安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達、共有を図ること
5. 安全に関する教育及び研修計画を策定し、実施すること。
6. 物流業務安全マネジメントについては、SBSリコーロジスティクスグループ全体として、これに取り組む
7. 協力業者様の安全確保に積極的に協力し、安全向上に努めること。

【目標】

SBSリコーロジスティクスグループ 物流業務安全マネジメント

共通目標

「業務時における負傷事故ゼロ」

2018年度RLKS実績

1. 人身事故件数・・・・・・・・・・ 0件 目標達成
2. その他の加害自動車事故件数・・ 0件 目標達成

2019年度RLKS目標

1. 人身事故件数・・・・・・・・・・ 0件
2. その他の加害自動車事故件数・・ 0件

2019年 7月 1日
SBS三愛ロジ関西株式会社
代表取締役 川井 裕也

2019年度 運輸安全マネジメント

輸送の安全に関する計画

〔2019年1月1日～2019年12月31日〕

SBS三愛ロジ関西株式会社 物流センター関西(BCK)

| | |
|-------------|--|
| 輸送の安全に関する目標 | ①人身事故／0件 ②物損事故／0件 ③車輻事故／0件 ④労働災害／0件 ⑤安全教育計画／ドライバーミーティングの定期開催 |
|-------------|--|

| No. | 重点施策 | 内容 | 実施担当者 | | 年間予定 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|-----------------------|----|------|---|---|---|---|---|----|---|--------|---|----|----|----|----|--|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 上期 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 下期 | |
| 1 | 安全への取り組み | ドライバーミーティングの開催 | 運行管理者 整備管理者 | 計画 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 研修・教育 | 運転適正診断 [一般診断・初任診断] <前回受講: 2017年4月一次回2020年> | 運行管理者 | 計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 社内研修(品質向上委員会等)の開催 [KYT・交通事故防止に係る輸送の安全・点検整備・車輻特性・品質等] | 運行管理者 整備管理者 管理部 | 計画 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 社外研修への参画 [安全講習・ドライバーコンテスト等] | 運行管理者 | 計画 | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 健康増進 | 定期健康診断・人間ドックの実施 | 管理部 | 計画 | | | | | | ○ | | ○ | ←————→ | | | | ○ | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 年間行事 | 全国安全週間・全国労働衛生週間 | 管理部 | 計画 | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 春秋の交通安全運動 | 運行管理者 | 計画 | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 年末年始無災害運動 | 運行管理者 | 計画 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | | | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)計画:○ 実績:●

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2018年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)に発生した、上記規則に規定する事故件数は以下の通りです。

| No. | 事故類型 | 事業所名 | 物流センター関西(BCK) |
|-----|--|------|---------------|
| 1 | 自動車転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。以下同じ。)を起し、又は鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。)と衝突し、若しくは接触したもの | | 0件 |
| 2 | 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの | | 0件 |
| 3 | 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。)を生じたもの | | 0件 |
| 4 | 10人以上の負傷者を生じたもの | | 0件 |
| 5 | 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの イ 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物 ロ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類 ハ 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高压ガス ニ 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物 ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物 ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物又は劇物 ト 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物 | | 0件 |
| 6 | 自動車に積載されたコンテナが落下したもの | | 0件 |
| 7 | 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの | | 0件 |
| 8 | 酒気帯び運転(道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。)、無免許運転(同法第64条の規定に違反する行為をいう。)、大型自動車等無資格運転(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。)又は麻薬等運転(同法第117条の罪に当たる行為をいう。)を伴うもの | | 0件 |
| 9 | 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの | | 0件 |
| 10 | 救護義務違反(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)があったもの。 | | 0件 |
| 11 | 自動車の装置(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条各号に掲げる装置をいう。)の故障(以下単に「故障」という。)により、自動車が運行できなくなったもの | | 0件 |
| 12 | 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。) | | 0件 |
| 13 | 橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの | | 0件 |
| 14 | 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの | | 0件 |
| 15 | 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの | | 0件 |
| | 合計 | | 0件 |